

発議案第 1 号

鎌ヶ谷市議会定例会に関する条例の制定について

上記議案を提出します。

平成31年3月18日

鎌ヶ谷市議会議会運営委員会

委員長 池ヶ谷 富士夫

副委員長 森 谷 宏

委員 野 上 陽 子

中 村 潤 一

佐 竹 知 之

矢 崎 悟

津久井 清 氏

土 屋 裕 彦

提案理由

通年議会の実施に伴い、定例会の回数を変更するため、現行の鎌ヶ谷市議会定例会に関する条例の全部を改正しようとするものです。

鎌ヶ谷市議会定例会に関する条例

鎌ヶ谷市議会定例会に関する条例（昭和31年鎌ヶ谷市条例第19号）の全部を改正する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第2項の規定による鎌ヶ谷市議会（以下「議会」という。）の定例会の回数は、毎年1回とする。ただし、議会の解散に伴う選挙が行われた年においては、これを変更することができる。

附 則

この条例は、平成31年5月1日から施行する。

発議案第 2 号

鎌ヶ谷市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記議案を提出します。

平成31年3月18日

鎌ヶ谷市議会議会運営委員会

委員長 池ヶ谷 富士夫

副委員長 森 谷 宏

委員 野 上 陽 子

中 村 潤 一

佐 竹 知 之

矢 崎 悟

津久井 清 氏

土 屋 裕 彦

提案理由

通年議会の実施に伴い、規定の整備を行うため、所要の改正を行うものです。

鎌ヶ谷市議会会議規則の一部を改正する規則

鎌ヶ谷市議会会議規則（昭和49年鎌ヶ谷市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第14条に次のただし書を加える。

ただし、事情の変更があったときは、この限りでない。

第50条第1項に次のただし書を加える。

ただし、議事進行、一身上の弁明等の場合にあつては、この限りでない。

第64条中「会期中」を「定例会の招集により開く本会議又は議案等を上程し、審議し、当該議案等の議決にいたる一連の本会議の期間中」に改める。

附 則

この規則は、平成31年5月1日から施行する。

発議案第 3 号

専決処分事項の指定について

上記議案を提出します。

平成31年3月18日

鎌ヶ谷市議会議会運営委員会

委員長 池ヶ谷 富士夫

副委員長 森 谷 宏

委員 野 上 陽 子

中 村 潤 一

佐 竹 知 之

矢 崎 悟

津久井 清 氏

土 屋 裕 彦

提案理由

地方自治法第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項の全部を改正するものです。

専決処分事項の指定について

専決処分事項の指定について（平成20年9月26日市議会議決）の全部を改正する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

- (1) 市がその当事者である1件100万円以下の和解及び調停に関すること。
- (2) 法律上市の義務に属する1件100万円以下の損害賠償の額を定めること。
- (3) 会計年度末における法律等の改正に伴い、必要となる条例の改正に関すること。
ただし、翌会計年度の初日以後から適用される場合であって、市の選択的な判断の余地が無いものに限る。
- (4) 災害その他突発的な事故等により必要となる工事、支援活動等又は解散、欠員等により必要となる選挙等であって、緊急を要する予算の補正に関すること。
- (5) 市の債権（滞納処分により徴収する市の債権を除く。）について、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第383条の規定による支払督促の申立てにより履行を請求する場合で、同法第395条の規定により申立てが訴えの提起と見なされるときの当該訴訟の提起に関すること。

発議案第 4 号

幼児教育・保育無償化に係る制度の拡充及び地方自治体への財政措置を求める意見書

標記のことについて、地方自治法第99条及び会議規則第13条第2項の規定により、意見書を提出します。

平成31年3月18日

鎌ヶ谷市議会教育福祉常任委員会

委員長 芝田 裕美

副委員長 矢崎 悟

委員 佐竹 知之

小易 和彦

泉川 洋二

宗川 洋一

針貝 和幸

大野 幸一

提案理由

幼児教育・保育無償化の実施は、保護者の負担軽減、少子高齢化、人口減少の急速な進行に対応するための有効な方策であるが、保育需要の増加が見込まれるなかで、制度の拡充を図るとともに、地方自治体への財政措置を要望するものです。

幼児教育・保育無償化に係る制度の拡充及び地方自治体への財政措置を求める意見書

国においては、平成31年10月1日から幼児教育・保育無償化の実施を予定していますが、無償化は保護者の負担軽減につながるとともに、少子高齢化や人口減少の急速な進行に対応するための有効な方策のひとつであることは理解できることです。

この無償化を協議するために、平成30年12月10日に実施された、全国市長会の理事・評議員合同会議において、国から示された幼児教育無償化の方針では、無償化に係る地方負担の地方交付税措置や、新制度に未移行の私立幼稚園の市町村の負担割合を3分の2から4分の1に引き下げることとなりました。

この無償化に要する財源は約8千億円とされていますが、制度開始2年目以降は毎年度、市町村に3千億円の負担が求められることとなります。

さらに、平成30年12月28日の幼児教育・高等教育無償化の関係閣僚会合において、幼児教育・高等教育の無償化の制度の具体化に向けた方針が示され、食材料費の取扱いについては、主食費、副食費ともに、施設による実費徴収を基本とするとしています。

現在、地方においては少子高齢化が進行しており、子育て世帯の負担軽減措置を講じることが、重要な少子化対策である一方、社会保障費の増加が続き、施策を支える市税などの収入は、その伸びを期待することが、ますます困難になりつつあります。

国においては、こうした地方の実情に鑑み、以下の方策を講じられるように要望します。

- 1 幼児教育・保育の無償化にあたって必要となる財源については、地方自治体に新たな負担が生じないよう、国の責任において全額確保すること
- 2 幼児教育・保育無償化にあたっては、見込まれる保育需要の増加に対応するとともに認可外施設においても保育の質を確保するような施策を講じること
- 3 食材料費は、幼稚園等も含め実費徴収化でなく無償化の対象にすること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成31年3月18日

千葉県鎌ヶ谷市議会

提出先

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
総務大臣 石田 真敏 様
財務大臣 麻生 太郎 様
文部科学大臣 柴山 昌彦 様
厚生労働大臣 根本 匠 様
内閣府特命担当大臣 (少子化対策)
宮腰 光寛 様